

平成 30 年度から適用される主な税制改正

給与所得控除の見直し

次のとおり給与所得控除の上限額について、下表のとおり段階的に引き下げられます。

適用年度	平成 26 年度から 平成 28 年度まで	平成 29 年度	平成 30 年度以降
控除の上限額が適用 される給与収入金額	1,500 万円以上	1,200 万円以上	1,000 万円以上
給与所得控除額 (上限額)	245 万円	230 万円	220 万円

医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の創設

平成 29 年分から平成 33 年分の申告の際に一定の取り組みをしている方がスイッチ OTC を購入した場合、所得控除を受けることができる制度です。

従来の医療費控除との併用はできません。

詳しくは[こちら](#)をご確認ください。

医療費控除・医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の申告時における「明細書」の添付義務化

医療費や医薬品購入費の領収書の提出に代えて、申告の提出の際に医療費控除の明細書の添付が必要となりました。

適用時期

所得税は平成 29 年分の確定申告、住民税は平成 30 年度の住民税申告から

経過措置

平成 29 年分から平成 31 年分までの申告については、医療費等の領収書の添付または提示によることができます。

領収書の保管期間等

医療費の領収書は 5 年間保存する必要があります。税務署や市役所から当該明細書にかかる医療費等の領収書の提示または提出を求められた場合には提示または提出しなければなりません。

明細書の様式

国税庁のホームページからダウンロードできます。個人住民税の申告にもこちらの様式を使用してください。

医療保険者から交付を受けた医療費通知(医療費のおしらせ)を添付すると明細書の記入が省略できます。

※詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

[国税庁ホームページ\(外部サイト\)](#)

[医療費控除の明細書\(外部サイト\)](#)

[セルフメディケーション税制の明細書\(外部サイト\)](#)

[確定申告の医療費の明細書添付義務化のお知らせ\(外部サイト\)](#)